

ストレスチェック実施に係る流れについて

－納品から利用開始/サービス提供範囲について－

注文から利用開始まで	P3
利用開始後の流れ	P4
ストレスチェックの受験方法	P5
面接医の案内について	P8
サービスの適用範囲について	P11

■ ■ ■ 注文から利用開始まで

＜ご注文の流れ＞



発注/発注書 兼 利用申込書の送付



3営業日後前後 ↓



＜以下を、レターパックで送付致します＞

- ・ 権利書
- ・ 利用規約
- ・ 利用マニュアル
- ・ ストレスチェック実施に係る流れについて（本資料）
- ・ 共同実施者等登録の誓約書兼申込書（有の場合）



利用開始！

■ 利用開始後の流れ

受検後、高ストレス者判定をされた方が医師面接を希望した場合に医師面接の実施が必須となります



受検
(ストレスチェック)

P6へGO!

受検結果



医師
(面談)

P9へGO!

以下の受検方法をご用意しております



web受検

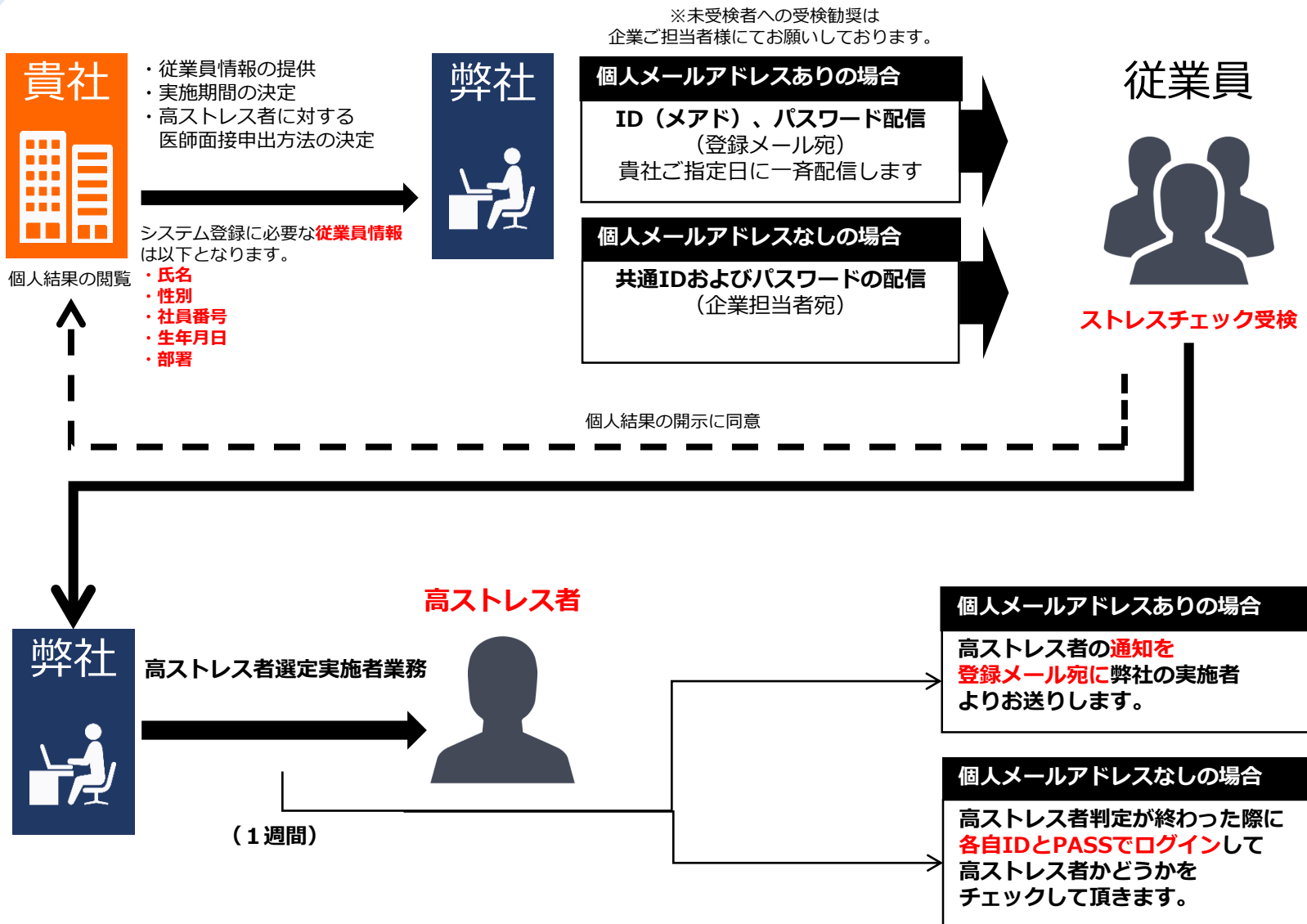
P6^GO!



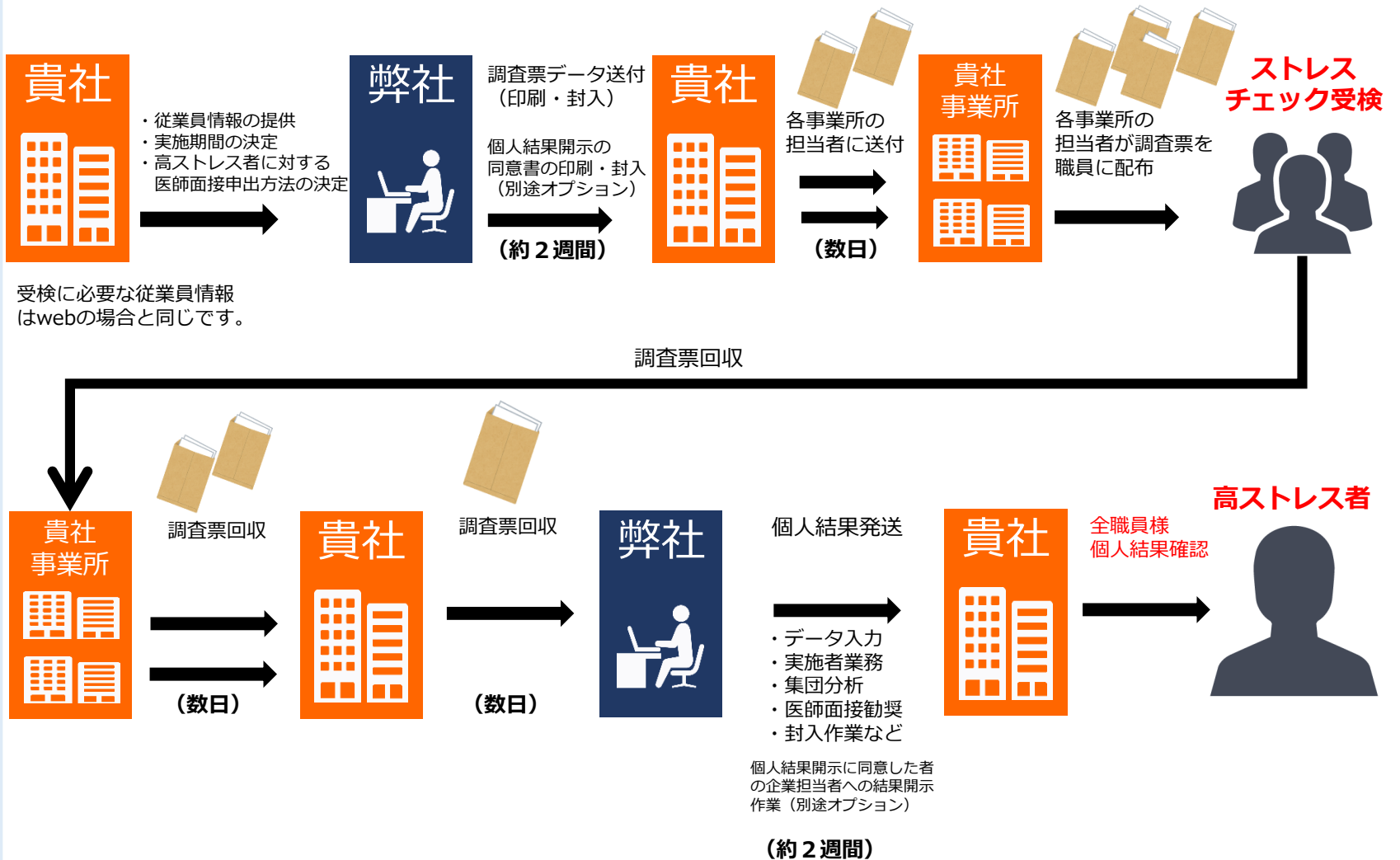
紙受検

P7^GO!

Web受検の場合



紙受検の場合（標準工程）



面接医の案内について（自社の産業医で対応）

貴社

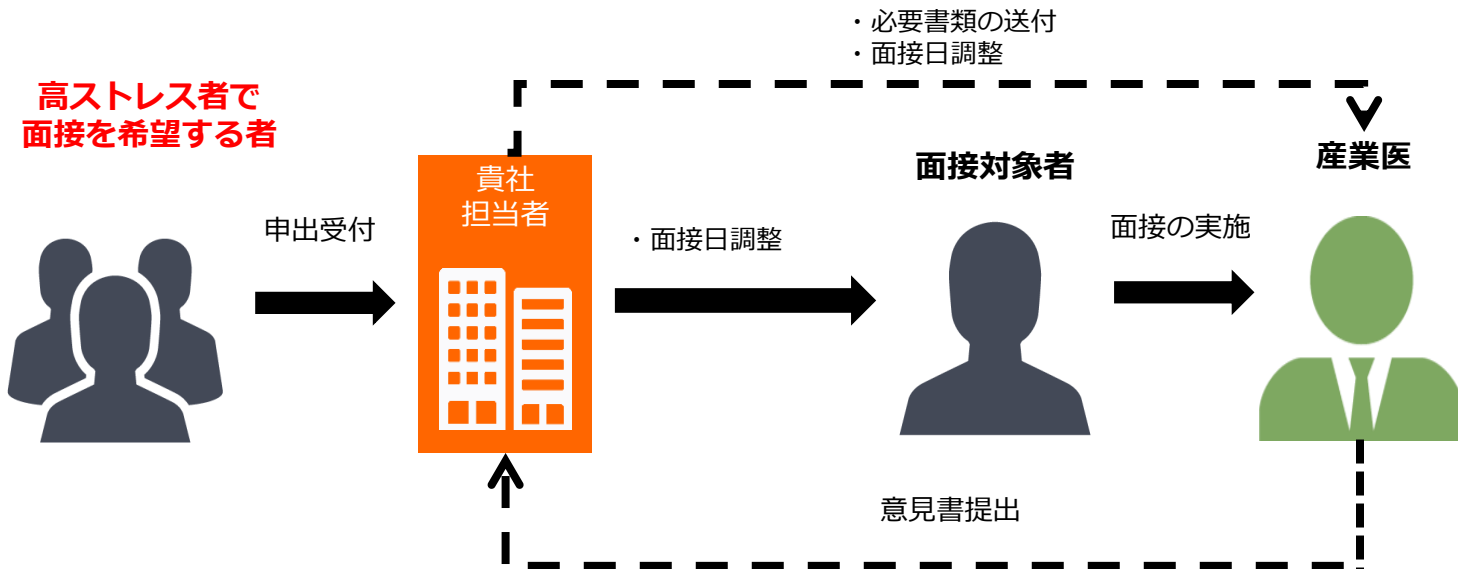


面接医の選択

- 1: 自社の産業医
- 2: 弊社の提携クリニック → 10頁へ!

面接を行う医師が「産業医」か「ドリームホップの提携医」か事前決定しておく。

産業医による実施の流れ



面接医の案内について（弊社提携クリニック利用の場合）

貴社



面接医の選択

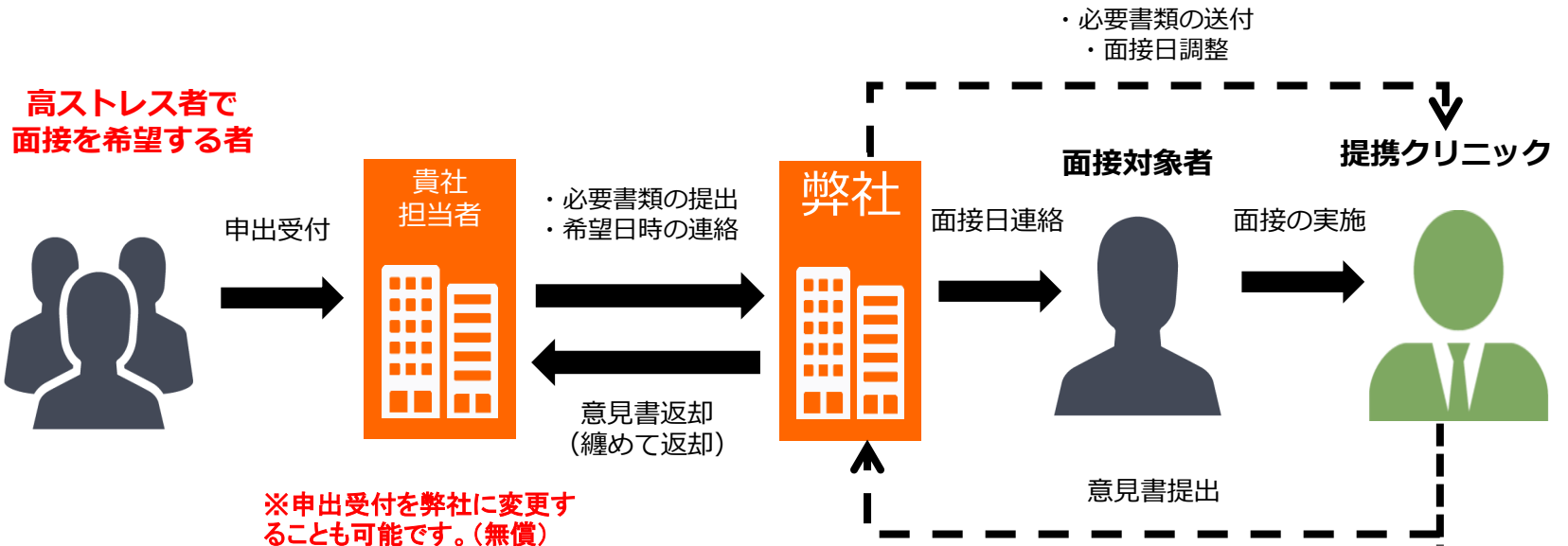
- 1:自社の産業医
- 2:弊社の提携クリニック → 契約の流れは次の頁にGO!

面接を行う医師が「産業医」か「ドリームホップの提携医」か事前に決定しておく。

※ご契約ご希望の際は、面接申出期間終了前までとなります。

※面接日程は、先着順となります。お早めにご連絡下さい。

弊社提携クリニックによる実施の流れ





1:契約の締結

- ・ (株) ドリームホップと業務委託契約書を締結いただきます。

2:事前準備

- ・ 希望者の受付をしていただきます。(申出受付を弊社にすることも可能です)
- ・ 面接希望者の申出方法の決定。(メールor申出書(紙)の提出などを決めていただきます)
- ・ 面接希望者の連絡先(メールアドレス、電話番号など)を弊社にご提供いただきます。
- ・ 面接希望者の直近の就業状況や健診結果等をご提出いただきます。(医師へ情報提供するため)
- ・ 面接希望者を弊社にご連絡いただきます。

3:医師面接の実施

- ・ 弊社で面接希望者と日程調整を行います。(希望地域(希望クリニック)、希望日時の調整)
- ・ 希望者が直接クリニックに訪問し医師と面接をしていただきます。
- ・ 必要書類および情報は全て弊社の実施者が取りまとめて各クリニックへ連絡します。
- ・ 弊社からクリニック毎の意見書を取りまとめて企業様へ意見書を郵送します。

4:請求書発行

- ・ 件数を元にご請求書を発行させていただきます。
- ・ **(注) 医師面接予約日の2営業日以内のキャンセルは1件(25,000円)としてカウントさせていただきますのでご注意くださいようお願い申し上げます。**

5:完了

- ・ サービスの完了となります。
- ・ 労働基準監督署へ報告書をご提出ください。
(ストレスチェックシステム内に記入フォームがございます)

<ご注意点>

- 地域によっては実施ができない場合がございます。
- 医師面接の目安は面接20分、意見書作成10分の合計30分程度となりますが、面接者の状況により時間の短縮及び延長となることがあります。※面接費用は変動なし
- 面接内容の一部が医師の判断により事業者に開示できない内容もありますのでご了承ください。例：既に精神疾患を患い通院している等

サービス提供範囲について

基本サービス

- ・導入相談（メール・電話）
- ・従業員からの個別相談対応（メール・電話）
- ・ストレスチェックWebシステムの提供
- ・組織分析ツールの提供（担当者画面）
- ・ストレスチェック規定集の雛形の提供
- ・高ストレス者判定
- ・医師面接勧奨
- ・医師面接希望者の受付（弊社提携クリニックの利用時）
- ・検査データ保存

オプション

- ・ストレスチェック紙版
- ・ストレスチェック英語対応（紙版）
- ・規定集説明、システム説明等
- ・研修、説明会（ラインケア研修、集団分析報告会など）
- ・高ストレス者の医師面接
- ・各事業所への個別配送（調査票・結果表）
- ・従業員への個別配送（調査票・結果表）

提供範囲外

- ・労働基準監督署への報告書記入と提出
- ・就業上の措置

**サービスの適用範囲を
事前にご確認ください**